

**「国登録有形文化財（建造物）川井家住宅主屋及び旧川井家住宅土蔵
保存活用計画」（素案）に関するパブリックコメント実施要領**

1	件名	「国登録有形文化財（建造物）川井家住宅主屋及び旧川井家住宅土蔵保存活用計画」（素案）に関するパブリックコメント（市民意見）募集
2	目的	「国登録有形文化財（建造物）川井家住宅主屋及び旧川井家住宅土蔵保存活用計画」の策定にあたり、素案を公表し、市民の意見を募るとともに、その意見を反映させていくことにより、市民参加によるまちづくりが推進されることを目的とします。
3	事業内容	国登録有形文化財の川井家住宅主屋及び旧川井家住宅土蔵（以下「川井家住宅」）は、鶴牧西公園（多摩市鶴牧 2-18）内にあります。主屋は明治 18(1885)年に建てられたと伝えられる大型養蚕農家の古民家で、土蔵は主屋の付属屋の穀倉として、大正の頃に建てられました。敷地内には多摩市指定天然記念物のシダレザクラが生育し、これらの3つの文化財は多摩ニュータウン開発で失われた「多摩の原風景」としての文化的景観を形成しています。 本計画は、川井家住宅の文化財の価値を明らかにし、その価値を次世代へ継承するために、建造物の保存状態等の現状の把握と課題の整理を行い、保存と活用を両立させるために必要なルールと基本的な方針を定めるものです。計画（素案）の作成にあたっては、外部の有識者（建築や公園、地域史等）で構成する「多摩市国登録有形文化財保存活用計画有識者会議」や「多摩市文化財保護審議会」等の意見を反映して作成しました。 今後、本パブリックコメントでの意見を踏まえて、保存活用計画の原案を決定します。
4	資料内容	(1)国登録有形文化財（建造物）川井家住宅主屋及び旧川井家住宅土蔵保存活用計画（素案）【概要版】 (2)「国登録有形文化財（建造物）川井家住宅主屋及び旧川井家住宅土蔵保存活用計画」（素案）
5	公表方法 （閲覧場所）	(1) 市役所第二庁舎（1階）行政資料室 (2) 多摩市立中央図書館 (3) 永山公民館 (4) 関戸公民館 (5) 唐木田図書館 (6) 市民活動・交流センター (7) 多摩市公式ホームページ
6	対象者	市内に居住する者、働く者及び学ぶ者並びに市内で事業を営む者又は活動する団体等（多摩市自治基本条例第3条で定義する「市民」等）

7	意見募集期間	令和7年10月7日（火曜）～令和7年11月5日（水曜）まで （30日間）※郵送の場合は、期間内必着	
8	意見の提出方法 及び提出先	(1) 直接持参	ベルブ永山 3階 教育振興課
		(2) 回収箱へ投函	行政資料室、中央図書館、永山公民館、関戸公民館、唐木田図書館、市民活動・交流センター
		(3) 郵送	※令和7年11月5日（水曜）必着 〒206-0025 多摩市永山 1-5 ベルブ永山 3階 多摩市役所教育振興課 宛
		(4) ファクシミリ	※送信後に要電話連絡 042-337-7620
		(5) 公式ホームページ内応募専用フォーム	https://logoform.jp/form/4N4o/1233849 
9	意見提出の際の必須記入事項	(1) タイトル 「国登録有形文化財保存活用計画（素案）への意見」 (2) 住所 (3) 氏名 (4) 意見本文	
10	意見の取扱い 及び応答方法	(1) 期間中にいただいた意見を参考に、「国登録有形文化財（建造物）川井家住宅主屋及び旧川井家住宅土蔵保存活用計画」を策定します。 (2) 意見募集期間終了後、全ての意見について整理したうえで、市の考えを公式ホームページ等で公表します。個々への回答は行いません。 (3) パブリックコメントに対して寄せられた意見は、住所・氏名を除き、そのままの形で公表することがあります。個人が特定される記述はしないでください。 (4) 意見募集期間中にいただいた「市政への提言」は、市民意見募集に寄せられた意見として取り扱わせていただきます。 (5) 意見提出者への到達通知は行いません。	
11	問い合わせ先	教育振興課 電話 042-338-6883 ファクシミリ 042-337-7620	